

半 期 報 告 書

(第 19 期中)

自 平成15年 6 月 1 日
至 平成15年11月30日

日本オラクル株式会社

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(941-300)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	6
5. 研究開発活動	6
第3 設備の状況	7
1. 主要な設備の状況	7
2. 設備の新設、除却等の計画	7
第4 提出会社の状況	8
1. 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	14
(4) 大株主の状況	15
(5) 議決権の状況	16
2. 株価の推移	16
3. 役員の状況	16
第5 経理の状況	17
中間財務諸表等	18
(1) 中間財務諸表	18
(2) その他	34
第6 提出会社の参考情報	35
第二部 提出会社の保証会社等の情報	36

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年2月25日
【中間会計期間】	第19期中（自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 新宅 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03(5213)6666
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 野坂 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03(5213)6666
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 野坂 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
会計期間	自平成13年 6月1日 至平成13年 11月30日	自平成14年 6月1日 至平成14年 11月30日	自平成15年 6月1日 至平成15年 11月30日	自平成13年 6月1日 至平成14年 5月31日	自平成14年 6月1日 至平成15年 5月31日
売上高（百万円）	43,843	39,353	39,778	86,362	86,249
経常利益（百万円）	16,560	10,579	12,647	31,095	25,848
中間（当期）純利益（百万円）	9,497	6,076	7,358	17,620	13,963
持分法を適用した場合の投資利益 （百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	22,131	22,131	22,131	22,131	22,131
発行済株式総数（株）	128,194,662	128,194,662	128,194,662	128,194,662	128,194,662
純資産額（百万円）	78,169	78,544	78,188	81,172	80,340
総資産額（百万円）	103,613	102,899	103,510	108,553	110,233
1株当たり純資産額（円）	609.78	613.91	613.48	633.21	630.18
1株当たり中間(当期)純利益金額 （円）	74.08	47.45	57.74	137.45	108.96
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額（円）	74.02	47.45	57.68	—	108.96
1株当たり中間(年間)配当額 （円）	40	35	35	100	110
自己資本比率（%）	75.4	76.3	75.5	74.8	72.9
営業活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	3,018	3,713	8,452	13,462	14,138
投資活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	△4,553	9,493	△2,210	2,951	△40,667
財務活動によるキャッシュ・フロ ー（百万円）	△9,590	△8,680	△9,564	△14,727	△14,797
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	63,186	80,522	31,346	75,996	34,669
従業員数（人）	1,591	1,588	1,440	1,623	1,440

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表は作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、調整計算の結果1株当たり当期純利益金額が減少しないため記載しておりません。
4. 第17期中より自己株式を資本に対する控除項目としております。また1株当たり経営指標を計算するにあたり、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
5. 第18期中から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当企業集団が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成15年11月30日現在

従業員数（人）	1,440
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数（他社からの出向受入者1名を含む。）であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、循環的な景気回復局面にあり、経済再生に向けた構造改革の成果や企業の収益力の回復に伴う設備投資の拡大もあり、企業の情報化投資も回復に転じつつあります。

当社といたしましては、中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」に基づく各施策の遂行により、企業体質の変革を進め、外注費等の削減を図り、収益力の強化に努めてまいりました。また、Linux市場向けのソリューションやビジネス・アプリケーション分野の定額・短期導入を実現するソリューションなどを積極的に提供し、製品やサービスの販売拡大を進めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は397億78百万円（前年同期比4億25百万円、1.1%増）、経常利益は126億47百万円（前年同期比20億68百万円、19.6%増）、中間純利益は73億58百万円（前年同期比12億81百万円、21.1%増）となりました。

部門別の営業概況

〔ソフトウェアプロダクト〕

データベース・テクノロジーにおいては、主力製品「Oracle 9i」の拡販を進めるとともに、新製品「Oracle 10g」の発売に向けたマーケティング活動を継続してまいりました。

特に成長著しいLinux市場向けには「Unbreakable Linux」として、当社製品にLinuxオペレーティングシステムをも含め、技術サポートを行うソリューションの提供や技術者の研修コースを格安で実施する施策などを展開し、市場の底上げをはかりました。

また、昨年2月より展開したOracle Partner Networkは、参加パートナー数が700社以上となり、顧客との直接のコミュニケーション・チャネル「OracleDirect」の体制拡大も功を奏し、顧客基盤を広げ、実案件に結びつける機会を増やすことができました。さらに、データベースのオプションであるRAC(注)や、アプリケーション・サーバーは、情報システムの安定的な稼働を求める顧客ニーズの高まりや情報共有の効率化といったニーズの増加もあり、これら製品の売上は前年同期比増加いたしました。

以上により、データベース・テクノロジー部門の売上高は167億40百万円（前年同期比12億48百万円、8.1%増）となりました。

(注) Real Application Clusters。Oracle9i DatabaseおよびApplication Server のEnterprise Editionのオプション機能。ひとつのデータベースを複数のサーバーで共有し、負荷の分散と障害時におけるシステム全体の停止を防ぐとともに、負荷やビジネスの増加に応じたシステムの拡張をシステムの停止をせずに実現する機能。

ビジネス・アプリケーションにおいては、平成15年8月に最新版の「Oracle E-Business Suite 11i.9」を発売いたしました。また、平成15年6月より定額・短期間の導入ソリューション「Oracle Ne0」の提供を開始し、顧客からの引き合いは増加したものの、前年同期に比べ、大型案件が減少したこともあり、売上高は12億54百万円（前年同期比7億20百万円、36.5%減）となりました。

以上により、ソフトウェアプロダクトの売上高は179億95百万円（前年同期比5億28百万円、3.0%増）となりました。

〔サービス〕

サポートサービスにおいては、顧客企業の情報インフラの安定稼働に対する要求の高まりや販売パートナーにおけるサポート等サービス分野への販売を強化する動きは継続し、売上高は149億83百万円（前年同期比12億11百万円、8.8%増）と堅調に推移いたしました。

しかしながら、エデュケーションサービスにおいては、ビジネス・アプリケーションの売上減の影響等もあり、研修受講者が減少し、売上高は15億86百万円（前年同期比3億20百万円、16.8%減）、コンサルティングサービスにおいては、中期計画「Oracle Japan Innovation 2003」に基づき、外注費削減と収益率重視の運営を強化したことから、売上高は52億13百万円（前年同期比9億93百万円、16.0%減）と、それぞれ前年同期に比べ減少いたしました。

以上により、サービスの売上高は217億83百万円（前年同期比1億2百万円、0.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、84億52百万円（前年同期比47億39百万円増）となりました。これは税引前中間純利益125億83百万円（前年同期比20億1百万円増）、売上債権の減少額47億69百万円（前年同期の減少額は2億86百万円）、法人税等の支払額41億5百万円（前年同期比25億69百万円減）などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は、22億10百万円（前年同期は94億93百万円の資金の増加）となりました。これは有価証券の取得などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、95億64百万円（前年同期比8億84百万円増）となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物は313億46百万円（前中間会計期間末比491億76百万円減、前事業年度末比33億23百万円減）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
サポートサービス	14,983	8.8
エデュケーションサービス	1,586	△16.8
コンサルティングサービス	5,213	△16.0
合計	21,783	△0.5

(注) 1. 金額は販売価額によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社の生産業務の内容は、サポートサービス、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
ソフトウェアプロダクト		
データベース・テクノロジー	16,740	8.1
ビジネス・アプリケーション	1,254	△36.5
小計	17,995	3.0
サービス		
サポートサービス	14,983	8.8
エデュケーションサービス	1,586	△16.8
コンサルティングサービス	5,213	△16.0
小計	21,783	△0.5
合計	39,778	1.1

(注) 前中間会計期間および当中間会計期間の主な相手先に対する販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	
	金額（百万円）	割合（％）
富士通株	4,983	12.7

相手先	当中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	
	金額（百万円）	割合（％）
富士通株	4,807	12.1
日本電気株	4,371	11.0

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において生じた重要な契約の変更は次のとおりであります。

販売代理店契約

次の相手先につき、販売代理店契約（オラクル・パートナー契約書）の一部変更を行い、新たな条件による契約を締結いたしました。

相手先	契約年月日	契約期間
伊藤忠テクノサイエンス(株)	平成15年6月1日	平成15年6月1日から1年毎に更新
日本ヒューレット・パッカード(株)	平成15年6月1日	平成15年6月1日から1年毎に更新
日本ユニシス(株)	平成15年9月1日	平成15年9月1日から1年毎に更新
新日鉄ソリューションズ(株)	平成15年9月16日	平成15年9月16日から1年毎に更新

5【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発はオラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、当社は新製品開発の初期の段階から参画しており、オラクル・コーポレーションとの密接な協力により、日本市場に適合した商品開発に反映させております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	512,770,000
計	512,770,000

(注) 「株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (平成15年11月30日)	提出日現在発行数（株） (平成16年2月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	128,194,662	同左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
計	128,194,662	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成16年2月1日以降提出日までのストックオプションの権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ) 平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成15年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年1月31日)
新株予約権の数（注1）	4,292個	4,261個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	429,200株	426,100株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日（平成14年10月1日）の属する月の前月（平成14年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成14年8月21日定時株主総会決議による第2回分（平成14年11月19日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成15年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年1月31日)
新株予約権の数（注1）	4個	4個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	400株	400株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	3,153円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,153円 資本組入額 1,577円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年11月19日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）」の(注)2に同じであります。なお、3,153円は発行日（平成14年11月19日）の属する月の前月（平成14年10月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,153円と発行日の終値2,830円との比較により、3,153円としたものであります。

3. 「(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

(ハ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成15年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年1月31日)
新株予約権の数(注1)	3,326個	3,301個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	332,600株	330,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

- 5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ニ) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第2回分（平成16年1月9日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成15年11月30日）	提出日の前月末現在 （平成16年1月31日）
新株予約権の数（注1）	—	15個
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	—	1,500株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	—	6,420円
新株予約権の行使期間	—	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	—	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円
新株予約権の行使の条件	—	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	—	（注4）

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年1月9日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「（ハ）平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の（注）2に同じであります。なお、6,420円は権利付与日（平成16年1月9日）の属する月の前月（平成15年12月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,342円と権利付与日の終値6,420円との比較により、6,420円としたものであります。
3. 「（ハ）平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の（注）3に同じであります。
4. 「（ハ）平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成15年9月24日取締役会決議）」の（注）4に同じであります。

② 新株予約権付社債

該当事項はありません。

③ その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ) 平成11年8月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成15年11月30日）	提出日の前月末現在 （平成16年1月31日）
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	334,000株	333,700株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	（注3）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2. 権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日（ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日）の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は、権利付与日（平成11年10月1日）の属する月の前月（平成11年9月）の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割（1株：1.5株）の比率で調整した金額であります。

3. (1) 権利を付与された者（以下、「権利者」という）は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、②に繰り越すものとする。
- ② 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ) 平成12年8月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成15年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	267,800株	264,900株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2. 権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日（平成12年10月1日）の属する月の前月（平成12年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日）の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ) 平成13年8月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成15年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年1月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	373,500株	368,900株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2. 権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日（平成13年10月1日）の属する月の前月（平成13年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年6月1日～ 平成15年11月30日	—	128,194,662	—	22,131	—	33,569

(4) 【大株主の状況】

平成15年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
オラクル・ジャパン・ ホールディング・インク (常任代理人 日興コーディアル証券株式会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A. (東京都千代田区丸の内3-3-1)	95,067	74.16
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	4,740	3.70
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	3,492	2.72
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	3,094	2.41
UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-3	521	0.41
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	508	0.40
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	477	0.37
インベスターズバンク (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	200 Clarendon Street, P.O.Box 9130, Boston, Massachusetts, U.S.A. (東京都千代田区永田町2-11-1)	367	0.29
パークレイズ・グローバル・ インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区広尾1-1-39	244	0.19
日本オラクル社員持株会	東京都千代田区紀尾井町4-1	242	0.19
計	—	108,755	84.84

(注) 1. 上記のほか、自己株式が745千株あります。

2. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,545千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,142千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,948千株
UFJ信託銀行株式会社	494千株
三菱信託銀行株式会社	508千株
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	244千株

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 745,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 126,436,600	1,264,366	—
単元未満株式	普通株式 1,012,862	—	—
発行済株式総数	128,194,662	—	—
総株主の議決権	—	1,264,366	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が17,800株(議決権の数178個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成15年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本オラクル株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4-1	745,200	—	745,200	0.58
計	—	745,200	—	745,200	0.58

(注) 上記のほか株主名簿上は当社の名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式は①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	4,460	6,460	5,680	6,320	8,120	6,840
最低 (円)	3,770	4,450	4,510	5,500	5,680	5,010

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第18期中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）及び第19期中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高からみて、連結の範囲から除いても当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	1.7%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	0.6%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年11月30日)		当中間会計期間末 (平成15年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		80,522		31,346		34,669	
2. 受取手形		5		—		8	
3. 売掛金		14,320		12,044		16,806	
4. 有価証券		—		52,498		50,508	
5. たな卸資産		31		25		29	
6. 繰延税金資産		592		1,251		1,601	
7. その他		1,240		835		836	
8. 貸倒引当金		△50		△53		△21	
流動資産合計			96,662 93.9		97,948 94.6		104,439 94.7
II 固定資産	※						
1. 有形固定資産							
(1) 建物附属設備		404		421		421	
(2) 器具及び備品		765		723		725	
有形固定資産合計		1,170		1,144		1,147	
2. 無形固定資産		61		50		54	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		451		697		485	
(2) 関係会社株式		33		33		33	
(3) 繰延税金資産		873		621		746	
(4) 差入保証金		3,626		2,877		3,306	
(5) その他		21		158		41	
(6) 貸倒引当金		—		△21		△20	
投資その他の資産 合計		5,005		4,367		4,592	
固定資産合計			6,237 6.1		5,562 5.4		5,793 5.3
資産合計			102,899 100.0		103,510 100.0		110,233 100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年11月30日)		当中間会計期間末 (平成15年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I	流動負債						
1.	買掛金	7,436		6,887		8,911	
2.	未払金	2,433		2,244		3,203	
3.	未払費用	1,333		—		1,202	
4.	未払法人税等	4,109		4,766		4,069	
5.	未払消費税等	753		700		932	
6.	前受金	6,851		9,173		9,106	
7.	賞与引当金	766		817		1,067	
8.	その他	669		733		1,399	
	流動負債合計		24,354 23.7		25,322 24.5		29,892 27.1
	負債合計		24,354 23.7		25,322 24.5		29,892 27.1
(資本の部)							
I	資本金		22,131 21.5		22,131 21.4		22,131 20.1
II	資本剰余金						
1.	資本準備金	33,569		33,569		33,569	
2.	その他資本剰余金	—		1		—	
	資本剰余金合計		33,569 32.6		33,570 32.4		33,569 30.5
III	利益剰余金						
1.	利益準備金	3,212		3,212		3,212	
2.	任意積立金	150		121		150	
3.	中間(当期)未処分利益	20,486		21,700		23,895	
	利益剰余金合計		23,850 23.2		25,035 24.2		27,259 24.7
IV	その他有価証券評価差額金		26 0.0		127 0.1		49 0.0
V	自己株式		△1,032 △1.0		△2,676 △2.6		△2,668 △2.4
	資本合計		78,544 76.3		78,188 75.5		80,340 72.9
	負債資本合計		102,899 100.0		103,510 100.0		110,233 100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)		当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高			39,353 100.0		39,778 100.0		86,249 100.0
II 売上原価			18,894 48.0		17,769 44.7		40,628 47.1
売上総利益			20,458 52.0		22,009 55.3		45,621 52.9
III 販売費及び一般管理費			9,848 25.0		9,400 23.6		19,777 22.9
営業利益			10,610 27.0		12,609 31.7		25,844 30.0
IV 営業外収益	※1		58 0.1		59 0.1		104 0.1
V 営業外費用	※2		89 0.2		20 0.0		99 0.1
経常利益			10,579 26.9		12,647 31.8		25,848 30.0
VI 特別利益	※3		103 0.3		— —		285 0.3
VII 特別損失	※4		100 0.3		64 0.2		2,043 2.4
税引前中間(当期)純利益			10,581 26.9		12,583 31.6		24,090 27.9
法人税、住民税及び事業税		3,987		4,802		10,505	
法人税等調整額		517	4,504 11.5	421	5,224 13.1	△379	10,126 11.7
中間(当期)純利益			6,076 15.4		7,358 18.5		13,963 16.2
前期繰越利益			14,409		14,341		14,409
中間配当額			—		—		4,477
中間(当期)未処分利益			20,486		21,700		23,895

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		10,581	12,583	24,090
減価償却費		295	234	561
貸倒引当金の増減額(減少:△)		△104	33	△113
賞与引当金の増減額(減少:△)		17	△249	317
受取利息及び受取配当金		△4	△7	△6
支払利息		5	6	14
有価証券売却損		18	—	18
有価証券償還損		2	—	2
特別退職関連費用		—	—	1,542
投資有価証券評価損		65	12	78
投資有価証券売却益		—	—	△173
関係会社株式評価損		22	—	22
固定資産除売却損		13	0	191
売上債権の増減額(増加:△)		286	4,769	△2,202
たな卸資産の増減額(増加:△)		10	4	12
未収入金の増減額(増加:△)		△441	△42	△40
その他流動資産の増減額(増加:△)		△60	35	△33
仕入債務の増減額(減少:△)		1,308	△2,023	2,783
未払金の増減額(減少:△)		△640	△640	△206
未払消費税等の増減額(減少:△)		△74	△232	104
前受金の増減額(減少:△)		△218	67	2,036
その他流動負債の増減額(減少:△)		△697	△1,868	△79
その他		1	△140	△32
小計		10,386	12,541	28,888
利息及び配当金の受取額		4	50	11
利息の支払額		△2	△7	△11
法人税等の支払額		△6,675	△4,105	△13,234
特別退職関連費用の支払額		—	△27	△1,515
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,713	8,452	14,138

		前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		—	△41,798	△54,036
有価証券の売却による収入		1,481	—	1,481
有価証券の償還による収入		2,997	39,773	6,497
有形固定資産の取得による支出		△181	△516	△288
無形固定資産の取得による支出		△0	△3	△1
投資有価証券の取得による支出		—	△100	△52
投資有価証券の売却による収入		28	4	245
貸付金の回収による収入		5,000	—	5,000
保証金の差入による支出		△2	△11	△42
保証金の返還による収入		170	440	529
その他		0	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,493	△2,210	△40,667
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		△1,005	△9	△2,648
自己株式の売却による収入		—	4	—
配当金の支払額		△7,674	△9,559	△12,149
財務活動によるキャッシュ・フロー		△8,680	△9,564	△14,797
IV 現金及び現金同等物の増減額(減少: △)		4,526	△3,323	△41,326
V 現金及び現金同等物の期首残高		75,996	34,669	75,996
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	※	80,522	31,346	34,669

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法</p> <hr/> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に 基づく時価法（評価差額は 全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法 （会計処理方法の変更） 従来、子会社株式及びその他有 価証券で時価のないものにつ いての評価方法は総平均法に よっておりましたが、当中間 会計期間より移動平均法に 変更いたしました。また、そ の他有価証券で時価のある ものについて売却原価は総 平均法により算定してありま したが、当中間会計期間より 移動平均法により算定するこ とに変更いたしました。この 変更は有価証券の売買損益 を迅速かつ適時に把握する ために行ったものであります。 なお、この変更による損益 への影響はありません。</p> <p>(2) たな卸資産 月別総平均法に基づく原価 法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 同左 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <hr/> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 同左 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に 基づく時価法（評価差額は 全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定しております。） 時価のないもの 同左 （会計処理方法の変更） 従来、子会社株式及びその 他有価証券で時価のないもの について評価方法は総平均法 によっておりましたが、当期 より移動平均法に変更いたし ました。また、その他有価証 券で時価のあるものについて 売却原価は総平均法により 算定してありましたが、当期 より移動平均法により算定す ることに変更いたしました。 この変更は有価証券の売買 損益を迅速かつ適時に把握 するために行ったものであり ます。なお、この変更による 損益への影響はありません。</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産</p> <p>①建物付属設備 定率法</p> <p>②器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 定額法 ロ. その他 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備 8年～15年</p> <p>②器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間(5年)に基づき償却しております。</p>	<p>(1)有形固定資産</p> <p>①建物付属設備 同左</p> <p>②器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 同左 ロ. その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備 8年～15年</p> <p>②器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>	<p>(1)有形固定資産</p> <p>①建物付属設備 同左</p> <p>②器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 同左 ロ. その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>①建物付属設備 8年～15年</p> <p>②器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>
4. 収益の計上基準	コンサルティング売上 進行基準を適用しております。	コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。	コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。
5. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

項目	前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 法人税等の会計処理の方法 当中間会計期間にかかる納付税額及び法人税等調整額の計算に当たっては、当事業年度の利益処分において予定している特別償却準備金の取崩額を課税所得に反映させております。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 法人税等の会計処理の方法 同左</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(1) 消費税等の処理方法 同左</p> <p>(2) _____</p> <p>(3) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準によっております。これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当期末における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(4) 1株当たり情報 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
<p>(サポートサービス収益の計上基準)</p> <p>従来、一部のパートナーに対する間接販売のサポートサービス収益の認識については、当該パートナーからの報告書到着日基準を適用しておりましたが、当中間会計期間よりサポートサービス収益をサポート提供期間に按分して計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、当該間接販売については報告書を適時入手するよう契約条件の変更を進めており、また、サポートサービスの提供は期間を通じて発生していることから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。なお、この変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、売上高は594百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は386百万円それぞれ増加しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(サポートサービス収益の計上基準)</p> <p>従来、一部のパートナーに対する間接販売のサポートサービス収益の認識については、当該パートナーからの報告書到着日基準を適用しておりましたが、当期よりサポートサービス収益をサポート提供期間に按分して計上する方法に変更いたしました。この変更は、当該間接販売については報告書を適時入手するよう契約条件の変更を進めており、また、サポートサービスの提供は期間を通じて発生していることから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。なお、この変更による当期の損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間末まで「前受収益」及び「長期前受収益」として表示しておりましたサポートサービス売上代金の前受部分は、前事業年度末より「前受金」に含めて表示しております。なお、当中間会計期間末のサポートサービス売上代金の前受部分は6,709百万円であります。また「前受金」は、前中間会計期間末まで、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記することとしました。なお、前中間会計期間末の「前受金」の金額は171百万円であります。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「前受金の増減額(減少:△)」は当中間会計期間より区分掲記することとしました。なお、前中間会計期間においては、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他流動負債の増減額(減少:△)」に△286百万円含まれております。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間末において区分掲記していた「未払費用」は重要性が低くなったため、当中間会計期間末においては流動負債の「その他」に5百万円含めて表示しております。</p> <p>—————</p>

追加情報

前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。また、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間末における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年11月30日)	当中間会計期間末 (平成15年11月30日)	前事業年度末 (平成15年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,721百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,227百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,074百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 保険配当金 26百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 保険配当金 26百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 保険配当金 26百万円 旅費交通費還付金 22百万円
※2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 41百万円 有価証券売却損 18百万円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 9百万円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 35百万円
※3. 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 103百万円	※3. _____	※3. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 173百万円 貸倒引当金戻入益 111百万円
※4. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 65百万円 関係会社株式評価損 22百万円	※4. 特別損失のうち主要なもの 事務所統廃合費用 49百万円	※4. 特別損失のうち主要なもの 特別退職関連費用 1,542百万円 事務所統廃合費用 207百万円 固定資産除売却損 191百万円
5. 減価償却実施額 有形固定資産 286百万円 無形固定資産 8百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 228百万円 無形固定資産 6百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 545百万円 無形固定資産 15百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成14年11月30日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成15年11月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成15年5月31日現在)
(百万円)	(百万円)	(百万円)
現金及び預金勘定 80,522	現金及び預金勘定 31,346	現金及び預金勘定 34,669
現金及び現金同等物 80,522	現金及び現金同等物 31,346	現金及び現金同等物 34,669

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自平成14年6月1日 至平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	前事業年度 (自平成14年6月1日 至平成15年5月31日)
オペレーティング・リース取引 (借主側)	未経過リース料 1年内 2百万円 1年超 1百万円 合計 4百万円	—————	未経過リース料 1年内 0百万円 1年超 1百万円 合計 0百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成14年11月30日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	119	165	46
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	119	165	46

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	—
(2) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	286

当中間会計期間末（平成15年11月30日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	3,001	3,008	6
(3) その他	—	—	—
合 計	3,001	3,008	6

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	143	357	214
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	143	357	214

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー	49,496
(2) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	340

前事業年度末（平成15年5月31日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—
(2) 社債	7,262	7,262	△0
(3) その他	1,149	1,149	0
合 計	8,411	8,411	0

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	143	227	84
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	143	227	84

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー	42,097
(2) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	257

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	前事業年度 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用して おりませんので該当事項はありません。	同左	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	前事業年度 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)		前事業年度 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)	
1株当たり純資産額	613.91円	1株当たり純資産額	613.48円	1株当たり純資産額	630.18円
1株当たり中間純利益金額	47.45円	1株当たり中間純利益金額	57.74円	1株当たり当期純利益金額	108.96円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	47.45円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	57.68円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	108.96円
<p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。</p> <p>なお、同会計基準及び適用指針を前中間会計期間及び前事業年度に適用して算定した場合の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。</p>		<hr/>		<p>当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。</p> <p>なお、同会計基準及び適用指針を前期に適用した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 633.04円 1株当たり当期純利益金額 137.28円</p> <p>なお、同会計基準及び適用指針を前期に適用した場合の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、調整計算の結果1株当たり当期純利益金額が減少していないため、記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	前事業年度 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	6,076	7,358	13,963
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	24
(うち利益処分による取締役賞与金)	(—)	(—)	(23)
(うち利益処分による監査役賞与金)	(—)	(—)	(1)
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	6,076	7,358	13,939
期中平均株式数(株)	128,078,974	127,449,652	127,933,152
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	1	131,507	5
(うち新株予約権(株))	(1)	(131,507)	(5)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数 4,921個) 新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 1,197,100株) これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 975,300株) これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の数 4,402個) 新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 1,007,800株) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年6月1日 至 平成14年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	前事業年度 (自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日)
<p>ネクストキャリアプログラム（転職支援制度）の導入</p> <p>平成14年12月13日開催の当社取締役会において、中期経営計画の人員計画に基づき、社外で新しいキャリア形成を目指す従業員の転職支援を目的とした「ネクストキャリアプログラム」の実施を決議いたしました。</p> <p>(1) 募集人数 150名（平成14年11月30日現在の従業員数1,588名）</p> <p>(2) 募集対象者 新卒入社4年目相当以上の社員資格を有する社員</p> <p>(3) 募集期間 平成14年12月26日から 平成15年1月15日まで</p> <p>(4) 損益に与える影響 特別退職金の支給等による平成15年5月期の特別損失の発生見込額は約16億円となります。</p>	<p>自己株式の取得</p> <p>当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成15年8月21日定時株主総会決議に基づき、平成16年1月9日の取締役会において市場買付けによる自己株式の取得を決議いたしました。</p> <p>取得期間は平成16年1月20日から2月19日までであり、上記期間中に取得した自己株式は、普通株式260,700株、1,496百万円であります。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(2) 【その他】

平成16年1月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 中間配当による配当金の総額 | 4,460百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 35円 |
| ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成16年2月12日 |

(注) 平成15年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第18期）（自 平成14年6月1日 至 平成15年5月31日）平成15年8月22日 関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書及びその訂正報告書

平成15年9月26日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

平成15年10月1日 関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第5項の規定に基づき、平成15年9月26日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

平成16年1月13日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(3) 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

報告期間（自 平成15年5月1日 至 平成15年5月31日）平成15年6月2日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年6月1日 至 平成15年6月30日）平成15年7月1日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年7月1日 至 平成15年7月31日）平成15年8月1日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年8月1日 至 平成15年8月21日）平成15年9月1日 関東財務局長に提出

上記報告期間の訂正報告書 平成15年9月5日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年8月21日 至 平成15年8月31日）平成15年9月1日 関東財務局長に提出

上記報告期間の訂正報告書 平成15年9月5日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年9月1日 至 平成15年9月30日）平成15年10月1日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年10月1日 至 平成15年10月31日）平成15年11月4日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年11月1日 至 平成15年11月30日）平成15年12月1日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成15年12月1日 至 平成15年12月31日）平成16年1月5日 関東財務局長に提出

報告期間（自 平成16年1月1日 至 平成16年1月31日）平成16年2月2日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成15年2月27日

日本オラクル株式会社

代表取締役社長 新宅 正明 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 二村 隆章 印

関与社員 公認会計士 宮入 正幸 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成14年6月1日から平成15年5月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が日本オラクル株式会社の平成14年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成14年6月1日から平成14年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年2月25日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 二村 隆章 印

関与社員 公認会計士 太田 恵子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成15年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。